

平成27年3月10日

平成26年度定期監査の結果について

串本町監査委員 佐藤 優  
串本町監査委員 鈴木 幸夫

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成26年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

## 平成26年度定期監査結果報告書

### 1 監査の実施年月日および監査対象

平成27年2月24日	税務課、福祉課、産業課、和深総合センター、田並保育所 串本西中学校、串本西小学校
平成27年2月25日	建設課、水道課、議会事務局、教育課、西向消防分団 古座消防分団、消防署、くしもと町立病院、大島保育所
平成27年2月26日	企画課、総務課、大島中学校、串本小学校、和深保育所 住民課

### 2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

保育所	予算差引簿、備品台帳、切手受払簿
小中学校	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿、就学 援助費支給状況
病 院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

### 3 監査の結果

#### (1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

#### (2) 指摘事項

##### (ア) 財産の管理について

公有財産の管理については、串本町財務規則第162条第1項にて「課等の長は、その所管に属する行政財産を管理する」、同第2号にて「総務課長は、普通財産を管理する」と定められており、また同規則第181条第1項にて「総務課長は、行政財産及び普通財産の分類に従い、公有財産台帳を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」、同第2項にて「課等の長は、その所管に属する公有財産につき、公有財産整理簿を備えて記録し、異動の状況を明らかにしておかなければならない」と定められている。

公有財産の適正な管理については昨年度に指摘を行ったところであるが、今年度においても諸張簿の整備が進んでいないように見受けられるので、総務課と各部署の連携を密にし、適正な財産管理に努められたい。

##### (イ) 財産台帳の整備について

現行の公有財産台帳は、修繕記録などが管理されていないため、正確な資産価値を判断するための資料としては不十分である。施設の修繕の際には、その日付や内容、費用などを台帳に記録し、修繕で投入した金額を資産価値に反映させるような管理をされたい。併せて、財産取得時の財源内訳や起債の償還表などの情報も台帳に記録し、一元的に管理していくことが望ましい。

現在、地方公共団体の会計に企業会計手法を導入する新公会計制度改革の取組みが全国的に進められており、当町においても近い将来、貸借対照表における有形固定資産の計上にあたり、保有財産の時価に基づく再評価の実施が必要になると考えられる。減価償却や再評価などの資産価値の変動を適正に反映させた新公会計制度に対応可能な台帳を整備し、財産管理の正確性の向上に努められたい。

##### (ウ) 補助金交付団体について

へき地保育所（田並保育所、大島保育所）について現地に出向き監査を実施したところ、諸帳簿（預金通帳、出納帳）と決算書の間でいくつかの転記誤りや違算が見受けられた。各部署においては委託料支出団体及び補助金交付団体から決算書類が提出された際にはその内容について十分精査をするとともに元帳との整合性についても確認をされたい。